

# 令和7年度第2回静岡県障害者施策推進協議会

日 時：令和7年11月10日（月）

午後1時30分から3時30分まで

会 場：障害者働く幸せ創出センターAB会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

#### （1）協議事項

第6次静岡県障害者計画（案）について

#### （2）報告事項

子どもの自殺危機対応チームの設置について

### 3 閉 会

#### ■ 資料目次

##### ○ 座席表・出席者名簿

##### （1）第6次静岡県障害者計画（案）について

【資料1】第6次静岡県障害者計画（案）の概要 p. 1

【資料2】第6次静岡県障害者計画【骨子案】（第5次比較） p. 3

【資料3】第6次静岡県障害者計画素案（新旧対照表） (別冊)

【資料4】第6次静岡県障害者計画（数値目標）【新規項目】 p. 4

【資料4-2】第6次静岡県障害者計画（数値目標） p. 5

【資料5】障害者関係団体からの意見及び対応 p. 7

【資料6】障害当事者やその家族からの意見 p. 14

【資料7】第6次静岡県障害者計画策定スケジュール p. 15

（2）子どもの自殺危機対応チームの設置について

【資料8】子どもの自殺危機対応チームの設置 p. 16

・参考資料 静岡県障害者施策推進協議会条例 p. 18

# 令和7年度第2回静岡県障害者施策推進協議会

## 出席者名簿

### ○委員

(五十音順・敬称略)

氏名	所属名・役職名	備考
香野 肇	静岡大学教育学部教授	会長
天良 昭彦	静岡県知的障害者福祉協会会長	会長代理
岩瀬 輝美	静岡県身体障害者福祉社会会長	
大石 明利	前東海大学短期大学部教授	
小倉 健太郎	静岡県聴覚障害者協会事務局長	
篠原 瞳美	静岡県自閉症協会事務局	
高橋 房惠	静岡県手をつなぐ育成会評議員	
土居 由知	静岡県視覚障害者情報支援センター長	
西尾 知世	酒井・根木法律事務所弁護士	Web参加
深沢 貴子	静岡県難病団体連絡協議会副理事長	
松永 憲之	静岡県経営者協会事務局長	欠席
三浦 一也	医療法人好生会小笠病院診療部長	
村松 妙子	静岡県精神保健福祉会連合会理事	
矢部 初江	静岡県作業所連合会・わ	

### ○事務局及び幹事

部局等	氏名	職名	備考
健康福祉部	加藤 克寿	障害者支援局長	
	上原 吉人	障害者政策課長	
	渡邊 敏宏	障害者政策課課長代理	
	武田 保誉	障害福祉課長	
	影山 洋子	精神保健福祉室長	
	小池 吉孝	障害福祉課課長代理	
経済産業部	大石 満宏	就業支援局産業人材課多様な人材活躍推進班長	
教育委員会	山村 仁	特別支援教育課長	
	中山 靖子	教育政策課人権・教員育成室長	
	朝比奈玲子	高校教育課教育主幹	
	鈴木 晶子	義務教育課教育主査	

## 令和7年度第2回静岡県障害者施策推進協議会

### 座 席 表

香野会長	天良会長代理
------	--------

高橋委員
深沢委員
三浦委員
村松委員
矢部委員

●手話通訳者  
2人

小倉委員
岩瀬委員
大石委員
篠原委員
土居委員

【WEBによる出席委員】
西尾委員

渡辺 障害者政策課 課長代理	上原 障害者政策課長	加藤 障害者支援局長	武田 障害福祉課長	影山 精神保健福祉室長	小池 障害福祉課 課長代理
----------------------	---------------	---------------	--------------	----------------	---------------------

	大石 産業人材課 多様な人材活躍推進班長	山村 特別支援教育課長	中山 教育政策課 人権・教員育成室長	朝比奈 高校教育課 教育主幹	鈴木 義務教育課 教育主査
--	----------------------------	----------------	--------------------------	----------------------	---------------------

事務局
-----

## 第6次静岡県障害者計画（案）の概要

## 1 計画の概要

- 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 計画期間：令和8年度から令和11年度までの4か年
- 位置付け：障害者基本法に基づき障害者施策の基本的方向性を示すもの

区分	内容	根拠法	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	○施策の基本的方向性 →基本理念、基本目標	障害者基本法	第5次	第6次						
障害福祉計画	○数値目標等の実施計画 →数値目標、サービス必要見込量	障害者総合支援法 児童福祉法	第6期 第2期	第7期 第3期	第8期 第4期					

## 2 現状と課題

【①～④は、令和6年度に実施した障害のある方への実態調査結果を参考】

## ①差別・虐待・・・合理的配慮の提供

- 調査では、「差別や虐待を受けたことがある方の割合」が16.7%となり、R2(17.3%)の調査と横ばいの結果となった。



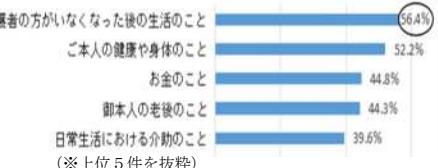
- 障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者への合理的配慮の提供の義務化について一層の周知が求められている。

## ③災害発生時に向けた防災体制

- 調査では、「地震や台風などの災害時に必要なもの」として「避難や災害の情報を分かりやすく教えて欲しい」が最も多かった。
- 災害時における避難所や在宅を含めた避難先の確保や障害福祉サービスの提供の継続が求められている。

## ②親亡き後の地域生活

- 障害のある人の重度化・高齢化が進み、調査では、今後の心配事は「保護者がいなくなった後の生活のこと」が最も多かった。
- 親亡き後、地域で安心して暮らすための受入態勢の整備が不足。



## ④医療的ケア児等

- 県の行った医療的ケア児等の実態把握調査では、県下に在住する医療的ケア児等の人数は7,127人（速報値）となった。
- 調査結果を元に、医療的ケア児等及びその家族のニーズに合致した支援策が求められる。

医療的ケア児等の人数			
0～18歳	19～39歳	40～59歳	60歳～
7,127	621	454	1,006
5,046			

## 3 重点施策

区分	重点①	重点②	重点③	重点④
施 策	障害者差別解消に向けた、合理的配慮の提供の更なる促進	「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり	大規模地震や風水害等の災害発生時に向けた防災体制の充実	医療的ケア児等に対する支援の充実
取 組	民間事業者の「合理的配慮の提供」の義務化に対応し、県民や企業に向けた啓発等を通じ、一層の周知に取り組む	親亡き後も障害のある人の生活を地域で支えるため、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化	地震や風水害等の緊急時に応するため、個別避難計画の作成支援や、安心して避難できる福祉避難所の環境整備を推進	医療的ケア児者の実態把握調査を実施し、在宅生活を支えるためのショートステイの拡充など支援策の充実に取り組む

## 4 計画のポイント

I 障害に対する理解と相互交流の促進	柱	区分	施策の方向性	主な取組
1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 重点①	I	差別解消	【重点①】民間事業者への障害者差別解消に向けた普及啓発	(新) 合理的配慮アドバイザー派遣による民間事業者等への徹底
		虐待防止	精神障害のある人への虐待防止対策の推進	(新) 合理的配慮に基づくユニバーサルツーリズムの展開
	情報アクセシビリティ	手話施策推進法の施行に対応した取組	(新) 精神科病院における虐待事案の通報等に係る実地指導	
		読み書きバリアフリー法の施行に対応した取組	(新) 手話通訳者の養成、「手話でいいさつを」運動の推進	
	障害者スポーツ	手話通訳者の養成、「手話でいいさつを」運動の推進	(新) 静岡県読み書きバリアフリー推進計画に基づくアクセシブル書籍の導入促進	
		障害者スポーツの振興	(新) デフリンピックのレガシーの継承	
			(新) 若年層を対象とした手話サポートの養成	
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実				障害者スポーツセンターの利用促進による身近なパラスポーツ活動の推進
3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興				

II 地域における自立生活を支える体制づくり	
1 身近な相談支援体制整備の推進	【重点②-1】
2 暮らしを支える福祉サービスの充実	【重点②-2】
3 施設や病院から地域生活への移行の促進	
4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進	
5 地域での保健・医療体制の充実	
6 地域や施設における防災体制等の充実	【重点③】
7 安心して暮らせるまちづくり	
III 多様な障害に応じたきめ細かな支援	
1 早期支援体制の整備	
2 教育の振興	
3 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実	【重点④】
4 発達障害のある人に対する支援の充実	
5 精神障害のある人に対する支援の充実	
6 難病を抱える人に対する支援の充実	

柱	区分	施策の方向性	主な取組
II	相談支援体制	【重点②-1】親亡き後を見据えた相談支援体制の整備	(新) 圏域スーパーバイザー等による基幹相談支援センター未設置市町への促進
		精神障害のある人への支援の充実	精神科救急情報センター（精神科救急情報ダイヤル）による24時間365日の対応
	人材確保	障害福祉人材の養成・確保	(新) 人材サポートセンターによる事業所支援の強化、障害福祉ナビゲーターによる大学等での魅力発信
		精神地域移行	親亡き後を見据えたグループホームの整備促進（重度障害のある人を対象としたグループホームの整備）
	就労支援	精神障害のある人の地域移行促進	ピアソポーター等と連携した訪問相談支援の実施
		環福連携及び障害者雇用率の向上	(新) PCリサイクルを通じた障害者雇用の周知・啓発
	優先調達	福祉的就労への支援	(新) マーケティング視点の強化のための工賃向上計画の作成支援等
		自殺対策	(新) 複数事業所による福產品の「共同生産体制」の構築支援
	防災対策	障害者優先調達の推進	(新) 「福產品等 SDGs パートナー認定制度」の周知・普及
		こどもの自殺対策の推進	(新) 多職種の専門家で構成する「こどもの自殺危機対応チーム」による学校等への支援、地域支援者間の連携体制の構築
	まちづくり	【重点③】地域における防災体制の充実	(新) 避難行動要支援者の個別避難計画の更なる作成支援
		暮らしやすいまちづくりの推進	(新) 障害のある方も安心して避難できる福祉避難所の環境整備
		学校施設のバリアフリー化の推進	(新) ユニバーサルツーリズムの普及・定着のための観光施設等のバリアフリー化の促進
柱	区分	施策の方向性	主な取組
III	医療的ケア児（者）等	【重点④】医療的ケア児（者）等への支援の充実	(新) 医療的ケア児（者）等及び家族への経済的支援の実施や短期入所受入施設の拡大
		聴覚障害児	(新) 静岡県型の聴覚障害児療育体制の構築
	発達障害	静岡県型の聴覚障害児療育体制の構築	(新) シェパードセンターの先進的療育手法を取り入れた人工内耳装用児向けの療育体制の整備
		発達障害のある人への支援の充実	(新) 県発達障害者支援センターによる支援や就労定着できる職場環境づくりの促進
	強度行動障害	強度行動障害のある人への支援の充実	(新) 支援者養成研修や県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーション等の実施
	難病	難病を抱える人への支援の充実	(新) 身体障害者等と同様、公共施設の利用料が減免されるよう市町へ働き掛け

## 第6次静岡県障害者計画【骨子案】（第5次比較）

資料2

第5次静岡県障害者計画【令和4年度～令和7年度】			第6次静岡県障害者計画【令和8年度～令和11年度】		
3 本 柱	大 柱	中 柱	3 本 柱	大 柱	中 柱
I 障害に対する理解と相互交流の促進			I 障害に対する理解と相互交流の促進		
1	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進		1	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	
(1)	差別解消の推進		(1)	差別解消の推進	
(2)	権利擁護の推進		(2)	権利擁護の推進	
(3)	虐待防止対策の推進		(3)	虐待防止対策の推進	
(4)	福祉教育・地域交流の推進		(4)	福祉教育・地域交流の推進	
(5)	関係団体等との協働の推進		(5)	関係団体等との協働の推進	
(6)	投票しやすい環境の整備		(6)	投票しやすい環境の整備	
2	情報保障の推進		2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
(1)	情報保障の推進		(1)	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
3	障害者スポーツと文化芸術活動の振興		3	障害者スポーツと文化芸術活動の振興	
(1)	障害者スポーツの振興		(1)	障害者スポーツの振興	
(2)	文化芸術活動の振興		(2)	文化芸術活動の振興	
II 地域における自立生活を支える体制づくり			II 地域における自立生活を支える体制づくり		
1	身近な相談支援体制整備の推進		1	身近な相談支援体制整備の推進	
(1)	相談支援の充実		(1)	相談支援の充実	
(2)	相談支援従事者等の人材育成		(2)	相談支援従事者等の人材育成	
2	暮らしを支える福祉サービスの充実		2	暮らしを支える福祉サービスの充実	
(1)	地域での支え合い活動の推進		(1)	地域での支え合い活動の推進	
(2)	介護保険制度との連携		(2)	介護保険制度との連携	
(3)	福祉人材の養成・確保		(3)	福祉人材の養成・確保	
(4)	適切なサービスの確保		(4)	適切なサービスの確保	
(5)	施設サービスの充実		(5)	施設サービスの充実	
(6)	福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充		(6)	福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充	
(7)	経済的支援制度の充実と普及・啓発		(7)	経済的支援制度の充実と普及・啓発	
3	施設や病院から地域生活への移行の促進		3	施設や病院から地域生活への移行の促進	
(1)	訪問系・日中活動系サービスの充実		(1)	訪問系・日中活動系サービスの充実	
(2)	居住の場の充実		(2)	居住の場の充実	
(3)	精神障害のある人の地域移行の促進		(3)	精神障害のある人の地域移行の促進	
(4)	矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実		(4)	矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実	
4	一人ひとりの特性に応じた就労の促進		4	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	
(1)	一般就労への支援		(1)	一般就労への支援	
(2)	障害のある人の雇用の推進		(2)	障害のある人の雇用の推進	
(3)	職場定着の支援		(3)	職場定着の支援	
(4)	福祉的就労への支援		(4)	福祉的就労への支援	
(5)	物品及び役務サービスの優先調達の推進		(5)	物品及び役務サービスの優先調達の推進	
5	地域での保健・医療体制の充実		5	地域での保健・医療体制の充実	
(1)	健康づくりの推進		(1)	健康づくりの推進	
(2)	自殺総合対策の推進		(2)	自殺総合対策の推進	
(3)	ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実		(3)	ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実	
(4)	地域リハビリテーション体制の充実		(4)	地域リハビリテーション体制の充実	
(5)	質の高い医療及び歯科医療の提供		(5)	質の高い医療及び歯科医療の提供	
6	施設の防災、防犯、感染症対策の推進		6	地域や施設における防災体制等の充実	
(1)	施設における防災体制・防犯対策の充実		(1)	地域における防災体制の充実	
(2)	施設における感染症対策の充実		(2)	施設における防災体制の充実	
7	安心して暮らせるまちづくり		7	施設における感染症対策の推進	
(1)	ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進		(1)	安心して暮らせるまちづくり	
(2)	誰もが住みやすい住宅整備の促進		(2)	誰もが住みやすい住宅整備の促進	
(3)	地域における防災体制の充実		(3)	防犯対策の推進	
(4)	防犯対策の推進		(4)	交通安全対策の推進	
(5)	交通安全対策の推進		(5)	消費者としての利益の擁護及び増進	
III 多様な障害に応じたきめ細かな支援			III 多様な障害に応じたきめ細かな支援		
1	早期支援体制の整備		1	早期支援体制の整備	
(1)	早期発見対策の充実		(1)	早期発見対策の充実	
(2)	早期療育の充実		(2)	早期療育の充実	
2	教育の振興		2	教育の振興	
(1)	インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実		(1)	インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実	
(2)	特別支援教育の充実		(2)	特別支援教育等の充実	
3	重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実		3	重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実	
(1)	重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援		(1)	重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援	
4	発達障害のある人に対する支援の充実		4	発達障害のある人に対する支援の充実	
(1)	発達障害のある人に対する支援		(1)	発達障害のある人に対する支援	
(2)	強度行動障害のある人に対する支援		(2)	強度行動障害のある人に対する支援	
5	精神障害のある人に対する支援の充実		5	精神障害のある人に対する支援の充実	
(1)	精神障害のある人に対する支援		(1)	精神障害のある人に対する支援	
6	難病のある人に対する支援の充実		6	難病を抱える人に対する支援の充実	
(1)	難病患者に対する支援		(1)	難病患者に対する支援	

## 第6次静岡県障害者計画（数値目標）【新規項目】

### 資料4

#### ○数値目標の改変

区分	第5次計画	新規	廃止	第6次計画
目標数	52	10	▲8	54

#### ○新規項目

区 分	3 本柱	大柱	中柱	小柱	部局名	担当課	総合計画		目標	(年度) 要状況	(年度) 目標値	参考 現在進捗率 (現状値/目標値)
							成果指標	施策進捗				
1	Ⅰ 1 1	(1)	－	健福	障害者政策課 障害者政策班	○	企業への「合理的配慮」に関する講師派遣		(2024年度) 7回	(2028年度) 71回	9.9%	
2	Ⅰ 1 1	(1)	－	健福	地域福祉課 人権同和対策室	○	成年後見制度利用促進研修参加人数		(2019～24年度) 累計5,275人	(2019～29年度) 累計9,300人	56.7%	
3	Ⅰ 3 1	(1)	－	スポーツ文	スポーツ振興課	○	静岡型障害者スポーツセンターへの登録施設数		(2024年度) 0施設	(2028年度) 100施設	0.0%	
4	Ⅱ 2 1	(1)	－	健福	福祉長寿政策課	○	包括的な支援体制を整備した市町数		(2024年度) 14市町	(2029年度) 35市町	40.0%	
5	Ⅱ 4 2	(2)	－	経産	産業人材課		公共職業安定所経由による障害のある人の就職件数		(2024年度) 3,391人	(2029年度) 3,625人	93.5%	
6	Ⅱ 4 4	(4)	－	健福	障害者政策課 就労・施設班	○	障害のある人が地域で自立した生活を送るための工具水準の向上		(2023年度) 21,713円	(2028年度) 27,000円	80.4%	
7	Ⅱ 5 2	(2)	－	健福	障害福祉課 精神保健福祉班	○	こどもの自殺危機対応チームによる支援件数		(2024年度) 0件	(2025～28年度) 累計35件	0.0%	
8	Ⅱ 6 1	(1)	－	健福	企画政策課	○	優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画作成 が完了した市町数		(2024年度) 5市町	(2028年度) 35市町	14.3%	
9	Ⅱ 7 1	(1)	－	教委	教育施設課		市町立学校校舎のバリアフリートイレ設置率 県立特別支援学校校舎のバリアフリートイレ設置率		市町立小中学校 51.3% 県立特別支援学校 86.8%	(2030年度) 100%	小中学校51.3% 特別支援学校 86.8%	
10	Ⅲ 6 1	(1)	－	健福	疾病対策課		在宅人工呼吸器使用難病患者に対する災害時個別避難計画策定数		(2022年度) 47件	(2029年度) 264件	17.8%	

## 第6次静岡県障害者計画（数値目標）

資料4-2

連番	3 本 柱	大 柱	中 柱	小 柱	部 局 名	担当局	担当課	5次計画実績			6次計画 方針	〔総計〕 成果指標	〔総計〕 施策進捗目安	第6次計画	(年度) 現状値	(年度) 目標値
								R6実績	進捗状況 R6実績/目標値							
1	I	1	(1)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	281団体	82.6%	○	継続	○		障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数	(2024年度) 281団体	(2028年度) 313団体
2	I	1	(1)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班				新規		○	「合理的配慮」に関する講師の派遣企業数	(2024年度) 7件	(2024～28年度) 累計71件
3	I	1	(1)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	6回	50.0%	△	継続			ヘルプマーク周知啓発出前講座等開催数	(2024年度) 6回	(毎年度) 12回
4	I	1	(1)	-	健福	障害者支援局	障害福祉課 身体障害福祉班	191人	76.4%	○	継続			声かけサポーター養成数	(2024年度) 191人	(毎年度) 250人
5	I	1	(1)	-	健福	福祉長寿局	地域福祉課 人権同和対策室	30.4%	60.8%	△	継続			「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」と感じる人の割合	検討中	検討中
6	I	1	(1)	-	健福	福祉長寿局	地域福祉課 人権同和対策室	25,389人	84.6%	○	継続			人権啓発講座等参加者数	検討中	検討中
7	I	1	(1)	-	健福	福祉長寿局	地域福祉課 人権同和対策室				新規		○	成年後見制度利用促進研修参加人数	(2019～24年度) 累計5,275人	(2019～29年度) 累計9,300人
8	I	1	(3)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	(2021～24年度) 累計1,985人	132.3%	◎	継続			障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数	(2024年度) 472人	(2025～29年度) 累計2,250人
9	I	1	(4)	-	教委		高校教育課	88.8%	88.8%	○	継続			保育・介護体験実習を行った高等学校の割合	(2024年度) 88.8%	(2029年度) 100%
10	I	1	(6)	-	選管	選挙管理委員会		100.0%	100.0%	◎	継続			投票所のうち、入口に段差のない投票所又は段差を解消するための措置が採られた投票所の割合	(2025年度) 100%	毎年度 100%（維持）
11	I	2	(1)	-	健福	障害者支援局	障害福祉課 身体障害福祉班	(2022～24年度) 累計47人	39.2%	×	継続		○	手話通訳者養成研修修了者	(2021～2024年度) 累計94人	(2025～28年度) 累計120人
12	I	2	(1)	-	健福	障害者支援局	障害福祉課 身体障害福祉班	1,480人	74.0%	△	継続			「手話であいさつを」運動参加者数	(2024年度) 1,480人	(毎年度) 1,600人
13	I	3	(1)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	49.7%	71.0%	△	継続			自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	(2024年度) 49.7%	(2029年度) 70%
14	I	3	(1)	-	スポ文		スポーツ振興課	2,174人	72.5%	△	継続		○	静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）への参加者数	(2024年度) 2,174人	(2028年度) 3,000人
15	I	3	(1)	-	スポ文		スポーツ振興課				新規		○	静岡型障害者スポーツセンターへの登録施設数	(2024年度) 0施設	(2028年度) 100施設
16	I	3	(2)	-	スポ文		文化政策課	25,415人	72.6%	△	一部継続		○	ふじのくに芸術祭の参加者数	(2023年度) 10,010人	(2028年度) 12,000人
17	II	1	(1)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	22箇所	91.7%	○	継続		○	基幹相談支援センター設置市町数	(2025年度) 26市町	(2029年度) 35市町
18	II	1	(2)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	153人	127.5%	◎	継続			相談支援専門員養成数	(2024年度) 153人	(毎年度) 180人
19	II	2	(1)	-	健福	福祉長寿局	福祉長寿政策課				新規	○		包括的な支援体制を整備した市町数	(2024年度) 14市町	(2029年度) 35市町
20	II	2	(4)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	38,129人	96.0%	○	継続	○		障害福祉サービス1か月当たり利用人数	(2024年度) 38,129人	(2028年度) 47,249人
21	II	2	(4)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	2,687箇所	96.9%	○	継続			障害福祉サービス事業所数	(2024年度) 2,687箇所	(2026年度) 3,238箇所
22	II	2	(6)	-	健福	障害者支援局	障害福祉課 身体障害福祉班	100%	100.0%	◎	継続			身体障害者補助犬利用希望者に対する給付率	(2024年度) 100%	(2029年度) 100%
23	II	3	(1)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	(2021～24年度) 累計223人	108.3%	◎	継続			福祉施設の入所者の地域生活への移行	(2020～22年度) 累計166人	(2023～26年度) 累計212人
24	II	3	(2)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	1,406人	269.9%	◎	継続		○	日中サービス支援型グループホーム1ヶ月当たり利用人数	(2024年度) 1,406人	(2028年度) 1,725人
25	II	3	(3)	-	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	2,803人	99.3%	○	継続			精神病床における1年以上長期入院患者数	(2024年度) 2,803人	(2026年) 2,772人
26	II	3	(3)	-	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	累計388人	77.6%	○	継続		○	精神障害者地域移行定着推進研修の修了者数	(2024年度) 133人	(2025～28年度) 累計500人
27	II	4	(2)	-	経産	就業支援局	産業人材課	2.43%	101.3%	◎	継続	○		障害者雇用率	(2024年度) 2.43%	(2029年度) 2.70%
28	II	4	(2)	-	経産	就業支援局	産業人材課				新規			公共職業安定所経由による障害のある人の就職件数	(2024年度) 3,391人	(2029年度) 3,625人
29	II	4	(4)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 就労・施設班				新規		○	障害のある人が地域で自立した生活を送るための工賃水準の向上	(2023年度) 21,713円	(2028年度) 27,000円
30	II	4	(4)	-	健福	障害者支援局	障害者政策課 就労・施設班	1,224件	102.0%	◎	継続		○	障害者働く幸せ創出センターの年間受発注件数	(2024年度) 1,224件	(2028年度) 1,300件
31	II	5	(1)	-	健福	医療局	医療政策課	667人	121.3%	◎	継続			障害者歯科対応研修受講者数	(2022年度) 607人	(2035年度) 700人

連番	3本柱	大柱	中柱	小柱	部局名	担当局	担当課	5次計画実績		6次計画方針	〔総計〕成果指標	〔総計〕施策進捗目安	第6次計画		(年度)現状値	(年度)目標値
								R6実績	進捗状況 R6実績/目標値							
32	II	5	(2)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	(2024年概数) 527人	94.9%	○	継続	○		自殺による死亡者数	(2024年) 527人	(2027年) 450人未満
33	II	5	(2)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	累計74,502人	99.3%	○	継続		○	ゲートキーパー養成数	(2024年度) 累計74,502人	(~2028年度) 累計95,000人
34	II	5	(2)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班				新規		○	子どもの自殺危機対応チームによる 支援件数	(2024年度) 0件	(2025~28年度) 累計35件
35	II	5	(3)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	984人	111.8%	◎	継続		○	ひきこもり状態にある人の「居場所」 利用者数	(2024年度) 984人	(2028年度) 1,210人
36	II	6	(1)	—	危機		危機情報課	(2022~24年度) 累計32,307人	120.4%	◎	継続			地域防災力強化人材育成研修修了者 数	(2025年度) 32,307人	(毎年度) 32,500人
37	II	6	(1)	—	健福	政策管理局	企画政策課				新規		○	優先度が高い避難行動要支援者の個別 避難計画作成が完了した市町数	(2024年度) 5市町	(2028年度) 35市町
38	II	7	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	66.8%	95.4%	○	継続			自分の住んでいる街が、安心して暮 らせるところだと思っている障害の ある人の割合	(2024年度) 66.8%	(2029年度) 70.0%
39	II	7	(1)	—	交基	都市局	地域交通課	88.7%	88.7%	○	継続		記載あり	乗降客2,000人/日以上の駅のユニ バーサルデザイン化の割合（身体障 害者対応型エレベーターやスロープ 等の設置による段差の解消等、駅施 設のバリアフリー化の整備率）	(2024年度) 89.0%	(2030年度) 100.0%
40	II	7	(1)	—	教委		教育施設課				新規			市町立学校校舎のバリアフリートイ レ設置率 県立特別支援学校校舎のバリアフ リートイレ設置率	(2024年度) 市町立小中学校 51.3% 県立特別支援学校 86.8%	(2030年度) 100%
41	III	1	(1)	—	健福	こども若者局	こども未来課	98.0%	98.0%	○	継続			新生児聴覚スクリーニング検査受検 率	(2024年度) 98.0%	(毎年度) 100%
42	III	1	(2)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 知的障害福祉班	21市町	95.5%	○	継続			児童発達支援センター設置市町数	(2024年度) 21市町	(2029年度) 26市町
43	III	2	(1)	—	教委		義務教育課			○	継続			特別支援教育に関する校内研修を実 施した学校の割合	(2024年度) 小学校100% 中学校99.4%	(毎年度) 小学校100%（維持） 中学校100%（維持）
44	III	2	(1)	—	教委		高校教育課				継続			特別支援教育に関する校内研修を実 施した学校の割合	(2024年度) 98.2%	(2029年度) 100%
45	III	2	(1)	—	教委		高校教育課	幼稚園、小学校、 中学校国調査なし 高等学校 84.5%	幼稚園、小學 校、中學校 国調査なし 高等學校 84.5%	○	継続 (高等学校)			特別な支援が必要な生徒（高等学 校）のうち個別の指導計画が作成さ れている人数の割合	(2024年度) 84.5%	(2029年度) 100%
46	III	2	(2)	—	教委		特別支援教育課	1,074人	71.6%	△	継続			居住地域の小・中学校との交流を行 った特別支援学校の児童生徒数	(2024年度) 1,074人	(2029年度) 1,500人
47	III	2	(2)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	699箇所	109.6%	◎	継続			放課後等デイサービス事業所設置数	(2024年度) 699箇所	(2026年度) 792箇所
48	III	2	(2)	—	教委		特別支援教育課	2,065箇所	111.6%	◎	継続			特別支援学校高等部生徒の進路選択 のための実習先数	(2024年度) 2,066箇所	(毎年度) 1,930箇所
49	III	3	(1)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 知的障害福祉班	656人	131.2%	◎	継続		○	重症心身障害児（者）の支援に携わ る専門人材養成数	(2022~24年度) 累計656人	(2025~28年度) 累計700人
50	III	4	(1)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 知的障害福祉班	(2022~24年度) 累計4,559人	569.9%	◎	継続		○	発達障害者の支援に携わる専門人材 養成数	(2022~24年度) 累計4,489人	(2025~28年度) 累計3,433人
51	III	5	(1)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	159箇所	70.4%	△	継続		○	多様な精神疾患等ごとの拠点医療機 関設置数	(2024年度) 159箇所	(2028年度) 218箇所
52	III	5	(1)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	(2022~24年度) 累計148人	46.8%	×	継続		○	依存症相談支援に携わる従事者向け 研修の参加人数	(2024年度) 26人	(2025~28年度) 累計250人
53	III	6	(1)	—	健福	医療局	疾病対策課	(2022~24年度) 平均1,125人	121.7%	◎	継続			県及び政令市難病相談支援センター 等における支援の件数（相談完結件 数）	(2022~24年度) 平均1,125人	(2029年度) 1,200件
54	III	6	(1)	—	健福	医療局	疾病対策課				新規			在宅人工呼吸器使用難病患者に対す る災害時個別避難計画策定数	(2022年度) 47件	(2029年度) 264件

## 障害者関係団体からの意見及び対応

### 資料5

区分	6次計画骨子案	5次計画骨子案	意見	対応		
区 分	大 柱 柱 柱	中 柱 柱 柱	大 中 柱 柱 名	団 体	内 容	内 容
1 Ⅲ 2 (2) イ	特別支援教育等の充実	80	静岡県手話通訳士協会	教育委員会	ろう学校では手話を教える(音声言語では国語にあたる)授業がないため、ろう者による手話言語でのALTのように、手話言語ネイティブによる授業の展開を希望する。	担当部局 教育委員会 担当課 特別支援教育課 対応方針 意見の趣旨を踏まえ事業等に反映
2 Ⅱ 6 (1)	地域における防災体制の充実	69	静岡県手話通訳士協会	健康福祉部	防災・施設における防災体制の充実→情報保障機器の充実(アイラゴへの設置など)被災直後は情報保障がなかなか受けられない。手話通訳が必ず避難所にいるわけでもないため、情報保障機器の充実をお願いしたい。	担当部局 健康福祉部 担当課 障害福祉課 対応方針 計画に反映
3 Ⅱ 3	骨子案「重点②>[親亡き後]の地域生活継続のための仕組みづくり訪問系・日中活動系サービスの充実	69	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健康福祉部	「親あるうちの支援体制の構築」等の表現を用いることにより、社会で支えの仕組みの構築にこつがぶることと考える。グループホームがあたかも「親亡き後」の安心できる受け皿として誤解されることはなく、安心できる。選択肢がグループホーム一択ではなく、数ある資源の一つとなることが県・各市町の自立支援協議会等で共通認識となる記載が必要。	担当部局 健康福祉部 担当課 障害者政策課 対応方針 計画に反映
4 Ⅱ 6 (1)	地域における防災体制の充実	69	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	危機管理部	障害のあるなしにかかわらず発災時の情報提供について検討が必要である。	担当部局 危機管理部 担当課 危機情報課 対応方針 意見の趣旨を踏まえ事業等に反映
5 Ⅰ 1	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	22	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健康福祉部	骨子案は障害者差別解消条例であるが、障害者差別解消法の作成の契機である障害者権利条例の対日審査を踏まえた一歩進んだ推進の明記を期待する。	担当部局 健康福祉部 担当課 障害者政策課 対応方針 意見の趣旨を踏まえ事業等に反映

区分	6次計画骨子案			意見			対応			
	柱	柱	柱	団体	内容	内容	担当部局	担当課	対応方針	内容
6 1 1	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	22	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	市民と接する市役所窓口においても差別的接觸が不足しており、障害がある方が差別的接觸を受ける事例が実際にあり、公務員への教育は必要である。また、虐待については特別なものではなく日常の生活の中で日々起こっているものであることを市民・県民に対して継続的に周知していく取組みも必要である。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	健康福祉部 障害者支援局	障害者政策課 障害者政策課	法改正に準じて、本県の条例においても、障害者差別に応じる相談にできる人材育成をすることが明記されたことから、市町職員向け人材育成研修(R6から実施)に障害福祉担当課職員のみならず、県及び市町の他部局にも受講してもらうなどの工夫について検討してまいります。	
7 1 1	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	22	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	SNSの利便性の高さ、匿名性や簡易性から、多くの人が活用するようになり、表面では平気で人を傷つけることが見えないネット社会である。その中においては、障害者だけが優遇されると考えている方も少なくない印象を受けます。差別や偏見の解消のためにには、障害者だから配慮するというではなく、相手も自分もお互いに配慮し合うという、人と人のかかわりの根幹となる部分の普及啓発等が必要である。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	健康福祉部 障害者支援局	障害者政策課 障害者政策課	「障害者週間」等を通じて、広く県民に対して障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動に取り組んでおり、引き続き推進してまいります。	
8 1 1 (4)	福祉教育・地域交流の推進	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	27	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	福祉教育を推進する中で、地域の人材(障害福祉にかかわる支援者、当事者)をぜひ活用していくいただきたいこと、教員が障害者を理解できるような取組みの工夫が必要である。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	教育委員会	特別支援教育課 義務教育課 教育政策課 ほか	学校の運営とそのために必要な支援について協議する学校運営協議会(コミュニケーション)の委員会には、障害福祉に関する人材等を任命する活動の教員や当事者等を講師として迎えるなど、福祉教育の中でも、障害福祉にかかる支援者の充実を図っています。また、教育委員会では、教員が多様な人権課題や多様性の尊重等について理解を深めることができます。引き続き、研修の工夫等を通じて、教員の資質能力の向上に取り組んでまいります。	
9 1 1 (2)	権利擁護の推進	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	25	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	成年後見制度の利用促進を行うとともに、後見人の手を増やす取り組みも必要である。制度の周知及び理解促進を図り、市民後見人となる人材を確保していくような取組みが一層必要である。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	健康福祉部 長寿局	地域福祉課	計画に反映	<修正後の本文> 「判断能力が十分ではない人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進に向けて市町の地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の運営などの取組を支援します。」
10 1 1 (3)	虐待防止対策の推進	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	26	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	静岡県においては入院者訪問支援事業や精神障害者地域移行支援事業が実施されており、第三者が医療機関へ訪問することにより外部の目が入るキッカケとなる等の観点も取り入れ、虐待防止対策については講じていただきたい。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	健康福祉部 障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉士班	入院者訪問支援事業や精神障害者地域移行支援では虐待防止対策を目的とした事業ではないが、この事業を利用することにより、それが病院の目が院内に入るきっかけになり、それが病院の風通しを良くする効果につながると考えられることから、これらの事業の利用件数の増加、及び質が担保されるよう、医療機関への制度周知や研修を開催してまいります。	

区分	6次計画骨子案			意見			対応
	3 柱	大 柱	中 柱	大・中柱名	団体	内容	
11	Ⅰ 1	障害者差別解消条例に基づく不當な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	22	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健常者支援部 障害者政策課	虐待による人権侵害が起らぬよう、研修実施の確認のみならず、虐待が起ること等良い取組みを歓迎し、評価、公表組んでいること等、具体策の記載が望ましい。	担当部局 担当課 対応方針 対応方針 内容
12	Ⅰ 2 (1)	情報アセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	30	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健常者支援部 障害者政策課	実態調査結果で「制度や支援があつても、本人が知らなければ意味がない」とあるように十分な醜態がされているとは言い難い。情報の収集手段の実態に合わせたアクセシビリティの向上への取組みの記載も必要。	精神科病院に対する定期の実地指導(事務指導監査)時等に院内研修の実施状況を確認するとともに、県が実施している、精神科病院虐待対応医療従事者向け研修への参加を推奨してまいります。
13	Ⅱ 1 (2)	相談支援専門員の人材育成	38	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健常者支援部 障害者政策課	相談支援専門員の質の低下と量の不足は深刻である。計画的な人材育成体制を県、圏域、市町の運動性や構造的な育成体制の検討が必要である。	精神科病院からの退院支援のみならず、障害者である自らの住まいを自分で選択することができるような地域を目指すため、居住支援法人や地域生活支援拠点等の活用を視野に入れた取組について、医療機関担当者と地域の関係機関で構成される県地域移行部会で協議し、その成果を圏域地域移行部会を通じて県下全般に横展開してまいります。
14	Ⅲ 5 (1)	精神障害のある支援人にに対する支援	88	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健常者支援部 障害者政策課	精神科病院を退院する際にグループホームを唯一の選択肢としているが、支援の確立(民間賃貸アパートを退院先として想定していく際の医療機関担当者と地域の関係機関との連携強化と支援体制の整備)が必要である。	精神科病院からの退院支援の重なる本末と意見の趣旨を踏まえ事業等に反映
15	Ⅱ 2 (3)	福祉人材の養成・確保	42	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健常者支援部 障害者政策課	福祉職は他産業と比較して給与が低い。そのため、待遇改善手当や診療報酬改定等、安定的な賃金水準が得られるに於ける必要。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映
16	Ⅱ 3 (1)	訪問系・日中活動支援の充実	49	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健常者支援部 障害者政策課	自立生活援助や地域定着支援といった訪問のサービスの拡充が必要。これらのサービス提供事業者が増える取組みについて言及する必要がある。	各種サービス量による処遇改善加算の取扱等に係る事業所向けの相談支援や国の各市町の必要量の積上げを把握しております。引き続き、3年ごとの計画の見直しをまいります。
17	Ⅱ 3 (3)	精神障害のある人の地域移行の促進	51	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	健常者支援部 障害者政策課	障害保健福祉部会と各市町に設置されている地域移行定着支援専門部会との役割や内容のすみ分けを行いつつ、連動する部分は継続していくことに触れられるると良い、	市町単位では解決が難しい課題に対する取り組みがどこができるように、各圏域地域移行部会で把握し、県自立支援協議会で議論するところを検討してまいります。

区分	6次計画骨子案			意見			担当部局	担当課	対応方針	対応	
	3 柱	大柱	中柱	小柱	大・中柱名	団体	内容				
18	II	3	(3)	精神障害のある人の地域移行の促進	51	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	「現状と課題」では、精神科病院の長期入院等の現利慢害の問題は指摘されず、精神障害者の症状や行動が取り上げられ、医療の必要性を殊更に強調されている。医療だけではなく、本人が自分の暮らしを選択できるような支援体制を構築してまいります。	健康福祉部 障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	精神障害者が地域で生活をしていくための基盤づくりをしていく上で、本人が自分の暮らしを選択できるような支援体制を構築してまいります。
19	II	4	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	53	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	障害のある方の新規就労支援も重要なが、一方で就労中にメンタル不調や事故等によつて中途障害を負つた方にに対する復職支援については、未だ取り組みが充実している現状、企業が実施することとされ、障害者職業センター等の事業を利用することもできるが、居住地によつては障害者職業センターの利用が困難な例も少なくない。離職するという選択を丁寧に受容し、その後の生活も見据えた就労支援の重要な要素だと考えます。このことにも言及が必要である。	経済産業部 就業支援局	産業人材課	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	中途障害を負つた方への復職支援や、その後の生活を据えた離職支援については、現行のジョブコーチ支援の中で、離職から再就職までの一連の支援が可能であるため、計画本文における就労から職場定着・再就職までの支援体制の充実の記載をもつて足りるものと認識しておりますが、事業の中で、より明確に支援内容が反映できるよう検討してまいります。	
20	II	4	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	53	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	就労選択支援が有効に機能することにも期待しながら、定着支援の有効な手段として導入時のマッチングの重要性が強調され、言及されたい。	健康福祉部 障害者支援局	障害者政策課 就労・施設課	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	就労選択支援については、障害者就業・生活支援センター・や関係機関と連携しながら、地域自立支援協議会・就労部会等を通じて、情報共有や協議を行い、事業の円滑な導入と効果的な運用が図られるよう支援してまいります。	
21	II	4	(3)	職場定着の支援	55	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	「精神障害者職場環境アドバイザー」の派遣件数や、「在宅就業障害者支援制度」について目標値を定めて取り組むべき。	経済産業部 就業支援局	産業人材課	その他	現状、「精神障害者職場環境アドバイザー」については、企業からの派遣要請に応じ、予算の範囲内で、企業に起き研修会や相談会を実施する体制をとっています。併せて、雇用対策協定に基づき、ハローワークとの連携など協働し、企業訪問などを通じて企業のニーズに応じた効果的な支援を提供する体制を構築しております。県としては、企業からの支援要請に対応できると考えています。また、企業が運営する体制が整備されない限り、企業の事業ではないと認識しているため、目標値の設定は行っておりません。また、在宅就業支援団体についても現時点では、静岡労働局において計画的に整備を推進しているとは伺っていないため、県においても現時点で目標値を定める予定はありませんが、在宅就業に関する動向を注視しつつ、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

区分	6次計画骨子案			意見			担当部局	担当課	対応方針	対応	
	柱	柱	柱	内容	内容	内容					
22 Ⅱ 4 (4)	福祉的就労への支援	56	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	交通手段が少なく、通所へのハードルが高い障害者に対しては、福利の就労において在宅支援を実施することに一定のニーズがあるが、この様なニーズを有する地域においては在宅支援を行なう事業所は殆どない状況である。在宅支援を取り入れることを促進するための取組みが必要であると考える。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	健康福祉部 障害者支援局	障害者政策課 就労・施設班	就労選択支援につなげては、障害者就労・生活支援センターや関係機関と連携して、地域自立支援協議会・就労部会等を通じて、情報共有や協議を行なう事業所の円滑な導入と効果的な運用が図られるよう支援していきます。		
23 Ⅱ 5 (2)	自殺総合対策の推進	60	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	特に児童・生徒などへの学校メンタルヘルスリテラシー教育の取り組みが必要である。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	教育委員会	特別支援教育課（はがき課）	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制の充実を図るとともに、悩みや困りごとがある児童生徒を早期に把握し、市町や関係機関と連携した組織的な支援を行ってまいります。		
24 Ⅱ 5 (3)	ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実	61	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	ひきこもり状態にある方や家族への支援の中核は市町などとなりますが、ひきこもりに開する知識や技術を持つ人材による対応ができない自治体も少なくない。こうした状況の自治体に対し、積極的にコンサルテーション等の間接支援を行う仕組みが必要であると考える。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	健康福祉部 障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	身近な相談窓口となる市町の相談体制調整のため、引き続き、民間アドバイザーや精神科医療施設、ひきこもりの基本的な知識、支援者としての対応、事例検討など、市町の相談体制整備を支援してまいります。		
25 Ⅱ 5 (5)	質の高い医療及び歯科医療の提供	63	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	本県は横浜の地形であり、特に有床の精神科医療機関は偏在している。その中でも、特に伊豆半島等交通アクセスが限られる地域において精神科医療機関の不足は頗著であり、交通事故の悪さを背景として、未受診の深刻化が見られる方が多く、早急の対応を求みたい。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	健康福祉部 障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	保健所が、患者や家族等からの相談等に対応するほか、地域の関係者や精神科医療施設、精神保健福祉士協会などを通じて、精神障害が受けられるよう支援するなどとともに、隣接する保健医療圏等の精神病床を有する医療施設との連携により、医療提供体制の確保を図ってまいります。		
26 Ⅲ 2	教育の振興	79	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	県民が現行計画の文面だけみれば、これがインクルーシブ教育かと誤解する可能性が高い。第5次静岡県障害者計画でのインクルーシブ教育システムの推進は、分離別学教育を前提としており、インクルーシブ教育の改善にすぎないと言える。今回、インクルーシブ教育を記載するにあたり、日本は国連からインクルーシブが実現できないことには改善勧告を受けていることを注意書きに入れていただきたい。県民が判断できる公平公正な情報を発信することが計画策定には求められる。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	教育委員会	特別支援教育課	＜修正後の本文＞※用語集部分用語「インクルーシブ教育システム」の説明を修正します。 「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が特徴的及び身体的能力等を可能な限り尊重して発達させ、自由な社会に効果的に参加することができる」との目的の下、障害のある者のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的な配慮が提供される等が必要とされています。国際連合の障害者権利委員会による勧告では、障害者権利条約第84条を踏まえ、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対しても、個別の教育的ニーズの異なる多様な柔軟な仕組みを整備することが重要としています。2022年9月に国際連合の障害者権利委員会から日本政府へ提出された総括所見では、「障害のある子どもへの分離された特別教育が、継続していること等の懸念事項が指摘され、これに対し、文部科学省は「特別支援教育を中心止することには考え方がない」との見解を示しています。」		

区分	6次計画骨子案	意見			担当部局	担当課	対応方針	対応内容
		3 柱	中柱	小柱				
27	情報アセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	30	高次脳機能障害者の会	高次脳機能障害の会	健	障害者支援局	障害福祉課	本人及び家族にどのような困りごとがあるか、高次脳機能障害地域基盤整備事業専門家会議等において、家族会や支援拠点機関等から、意見聴取の機会を設けてまいります。
28	情報アセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	30	高次脳機能障害者の会	高次脳機能障害の会	健	障害者支援局	障害福祉課	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映
29	用語相談支援コーディネーター	114	高次脳機能障害者の会	高次脳機能障害の会	健	障害者支援局	障害福祉課	＜修正後の本文＞「聴覚や音言語機能に障害のある人等など、元滑なコミュニケーションを図ることが困難なこと」が、元滑なコミュニケーション記者、要約筆記者、要約通訳者、手話通訳者を養成・派遣します。」
30	骨子案<重点②>「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり	30	高次脳機能障害者の会	高次脳機能障害の会	健	障害者支援局	障害福祉課	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映

6次計画骨子案					意見見					対応				
区分	3大柱	中柱	小柱	柱	団体	内容	担当課	担当部局	対応方針	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容
31 II 6 (1)	地域における防災体制の充実	69	高次脳機能障害者の会		高次脳機能障害者	高次脳機能障害者は外員から判断しにくく、情報伝達以外にも避難時の支援が不足するのではないかと心配しています。高次脳機能障害者が自分の障害の状況をどうえるのが難しい場合は、自分がから仕事などができる申し出ることなどができない場合は、少ないと推察されます。日常生活では、支援を受けながら仕事などができる、それでも、突然的に起きた出来事に対応することができない高次脳機能障害者が多いように感じています。イレギュラーに弱い高次脳機能障害者にとって、災害発生時にはほかなりのストレスを抱えることがあります。他の障害と同様に、障害特性に応じた防災体制の確立をお願いします。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	企画政策課	健康新福祉部 政策管理局	災害行動要支援等を行なうため、市町における個人など避難支援のあり難い状況を促進し、必要な災害発生時には、関係団体と連携し、必要な災害情報等の提供を行ってまいります。	本計画の上位計画である県総合計画の指標との整合を図るため、現行の数値目標は廃止し、「企業等への差別解消に関する指標」に目標値を変更する予定であります。			
32 I 1 (1)	差別解消の推進	22	一般社団法人 静岡県社会福祉士会		申立て数の目標はやめ、代わりに「市町における支援協議会の設置数」を目標とする。(現在が何市町かにより、目標をどう設定するかは要検討)。どうしても申立て件数の設定が必要ならば、申立て件数の目標を1件としておくのも一策。	意見の趣旨を踏まえ事業等に反映	企画政策課	健康新福祉部 政策管理局	理由:申立ての前提として「市町に相談窓口に相談することになつているものの、「申し立てを受け付けないよう」にしている)といふ批判を受けており、あまり歎切だとは思えない。他県でもこの目標値を障害者計画で設定しているところはあまりない。逆に、市町での対応を推進するためにも、市町での支援協議会の設置を推進する方針が、市町での方針にも添えし、県に上がる相談件数も減ることが予想される。	本計画の上位計画である県総合計画の指標との整合を図るため、現行の数値目標は廃止し、「企業等への差別解消に関する指標」に目標値を変更する予定であります。				

## 障害当事者やその家族からの意見

### 資料6

区分	相手方	人 数	意見交換・聴取の機会	意見
知的障害	本人 セミナー参加者	12	8月30日 知的障害者職業自立啓発セミナー終了後	職場では、一人ひとりの障害特性をよく理解してもらいたい、上司や周囲の人からの声かけや仕事へのフォローアップなどをお願いしたい。
精神障害	本人/家族 摂食障害当事者本人・家族	1	8月21日 第1回摂食障害対策推進協議会	摂食障害そのものの知識とともに、受診先がわかるようなパンフレットを作成し周知する方法が効果的である。(受診先が分れば早期受診)
医ケア重心	本人 ピアサポーター	4	9月4日 ピアワーキング終了後	・地域移行に際して、GHありきではなく当事者の意見もしっかり汲んでもらいたい。 ・個別避難計画の策定にあたっては、プライバシー保護の観点から記載した個人情報を適切に管理して欲しい。
家族	当事者家族(重心)	5	5月18日 遷延性意識障害家族会後	・災害時の電源確保に対して不安がある。 ・福祉サービスを充実して欲しい。
家族	当事者家族(重心)	10	— 静岡市手をつなぐ育成会総会後	・事前避難であっても人工呼吸器を装着していると、避難すること自体が困難である。また、災害時に正確な情報が届かない等不安がある。 ・福祉避難所の一覧を示されても自分たちはどこに行けばいいのか、避難行動計画が策定されていないと動けない。 ・名簿も5年ほど前に提出したがその後どうなったかわからないうい。
家族	当事者家族(重心)	30	—	・障害の重い方のグループホームへの要望はあるもののいざ入所となると躊躇する。自分の体の限界も感じるがまだ頑張れる所とも思ってしまう。
家族	人工呼吸器装着児の保護者	5	7月29日 自宅訪問及びWeb	・災害時の電源確保に対して不安がある。 ・福祉サービスを充実して欲しい(重度訪問介護)。
家族	焼津重症心身障害児者を守る会の会員である保護者	10	7月29日 塙本県議の仲介により会議開催	在宅の人工呼吸器装着児は、親がひとりつきつきでケアをしていることが多く、一馬力で家計に余裕がない。そのような中、定期的に利用する訪問看護サービスや通院時の交通費など、自己負担額が家計を圧迫し、非常に苦しい状況であるため、経済的な支援をお願いしたい。
				・志太榛原圏域で短期入所の受け入れ先が少ない。特に動ける児は受け入れてももらえないため、サービスの充実をお願いしたい。 ・保護者の高齢化が顕著であり、保護者亡き後の受け入れ先として、重心対応のGH等の充実をお願いしたい。

## 第6次静岡県障害者計画策定スケジュール

資料 7

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【審議会】 障害者施策 推進協議会					● 8/28 施策推進協議会 (第1回)		● 11/10 施策推進協議会 (第2回)				● 3/24 施策推進協議会 (第3回)	
関係団体						団体・当事者への 意見照会				パブリックコメント		
府内関係部局					● 7/24 策定・推進協議会 (第1回府内会議)		● 10/15 策定・推進協議会 (第2回府内会議)			部局作業		
障害者政策課										● 計画案修正		
議会											● 県議会報告	

(件名)

## 子どもの自殺危機対応チームの設置

(障害者支援局 障害福祉課)

### 1 概要

自殺リスクの高い子どもへの対応に課題を抱える学校等に対し、多職種の専門家（精神科医、心理士、精神保健福祉士等）がチームとなって助言を行い、支援体制の構築を支援することで、地域における迅速かつ適切な対応を促進する。（全体図は別紙のとおり）

短期目標	地域における子どもの自殺危機への迅速かつ適切な対応支援 自殺リスクがある子どもに対応する教員等の負担軽減
中長期目標	地域における自殺対策力の向上 (学校等の地域の支援者間での連携体制の構築・強化)

### 2 県内自殺者数の状況（厚生労働省「人口動態統計調査」）

暦年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
自殺者数	602	588	586	564	583	539	605	609	527

項目	R2	R3	R4	R5	R6
19歳以下	17	20	20	23	16

※令和6年の全国の小中高生の自殺者数は529人で過去最多

### 3 チーム設置のメリット

- ・学校等が医療や福祉の助言を適時受けられる体制が構築され、専門家の助言や支援を受けて迅速かつ適切な支援を行えるようになることで、子どもの自殺危機への対応力が強化される。
- ・自殺リスクの高い子どもへの対応方法について相談又は介入を依頼できる体制が構築され、学校職員等の心理的な負担を軽減し現場を支えることができる。
- ・チームによる支援を通じて様々な関係者や関係機関（地域の相談支援事業所等）とつながることで、自殺リスクの背景等へもアプローチができる。
- ・ケース対応を重ねていく中で、学校や教委、市町等の地域支援者間で子どもの自殺危機対応に係る知見の獲得・蓄積が進むとともに、学校等を中心とした地域の自殺対策ネットワーク構築が促進される。

### 4 スケジュール（予定）

時期	内容
～令和7年9月	・チーム稼働に向けた準備（専門家メンバーの委嘱等）
令和7年8月～10月	・校長協会等への説明 ※静岡県高等学校校長協会、市町教育長・校長代表者、市町教育委員会生徒指導担当者、私立学校校長等
令和7年10月	・ネットワーク会議を開催 ※キックオフミーティングの位置づけ 参加者：健康福祉部、教委、チームのメンバー ・各県立学校に対して支援要請のニーズ調査を実施
令和7年11月	・模擬訓練の開催 参加者：健康福祉部、教委、チームのメンバー
令和7年12月～	・支援要請のニーズがある県立学校と先行で事業を実施 参加者：学校、健康福祉部、教委、チームのメンバー ・チームの体制が整った段階で、市町教委や私立学校にも案内



## ○静岡県障害者施策推進協議会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、静岡県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (専門委員)

第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (幹事)

第6条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の事務について、委員を補佐する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

### (雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成6年3月30日条例第1号）

この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成5年法律第94号）附則第1項ただし書に規定する第30条の改正規定の施行の日から施行する。

### 附 則（平成9年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年3月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成19年3月20日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成22年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則（平成23年10月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成24年3月23日条例第29号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。